

長野県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定について

地域福祉課

1 目的

県内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動支援を行う長野県災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、県の責務を明確にし、県と県社会福祉協議会との役割分担及び連携体制等を定める。

2 主な内容

(1) 県の責務

県は、災害ボランティア活動の重要性を認識し、ボランティア活動支援を行う県センターが確実に機能するための措置を講じ、県地域防災計画に基づく県の対策を適切に実施する責務を有する。

(2) 役割分担（※下図参照）

【長野県】

- ・被災地ニーズや災害ボランティア活動支援の全体像の把握
- ・災害ボランティア情報の発信 ・資機材調達の協力 ・広域的課題の調整など

【長野県社会福祉協議会】

- ・市町村災害ボランティアセンターの設置運営に係る支援・助言
- ・応援要員等の派遣調整 ・ボランティア活動状況の把握
- ・ボランティア情報の発信 ・資機材の調達 など

(3) 費用負担

被災地の早期復旧・復興のため、県センターの業務が滞りなく遂行されることを費用負担の基本とする。（人件費等の負担）

(4) 平時からの連携体制

- ・資機材確保の協力 ・災害ボランティアセンター運営人材の育成
- ・防災訓練等を通じた非常時の体制整備

3 協定締結日 令和2年12月23日

